

伊予市建設工事入札者心得

平成17年4月1日

訓令 第45号

伊予市の発注する建設工事の入札参加者は、伊予市財務会計規則（平成17年伊予市規則第48号以下「規則」という。）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札書は、所定の様式のものを使用すること。
- 2 入札書の提出時に、別記様式により作成された入札金額の内訳書を入札書と併せて提出すること。
- 3 入札書は、1件ごとに1通を作成し、「自己の氏名」及び「〇〇工事入札書」を記載した封筒に内訳書とともに入れ、提出すること。
- 4 書類の文字および印影は明りょう、かつ消滅しないもので記載すること。（鉛筆等による記載はしないこと。）
- 5 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 6 入札代理人は、入札開始前に、その代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認をうけること。
また、入札代理人の提出する入札書には、入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。
- 7 入札会場への入室は各入札参加者1名とする。
- 8 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前であっても、入札辞退届を入札執行者に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。
 - ② 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 9 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為等を行ってはならない。
同法に抵触する行為を行った場合、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）の定めにより、一定期間指名をされないことがある。
- 10 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 記名押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札
 - (7) 明らかに連合によるものと認められる入札

(8) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など、入札を継続することが適当でないと認められる入札

(9) 内訳書の提出がない、又は内訳書の内容に不備のある入札

(10) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）のした入札

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

11 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申し立てができないものとする。

12 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命じるものとする。

13 開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。

14 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取り消しは、できないものとする。

15 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設けた場合は、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、調査基準価格を設けた場合で落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、伊予市低入札価格調査要領（平成 21 年伊予市訓令第 2 号）に基づき落札者を決定するものとする。

16 前項ただし書の場合において、予定価格以下の価格をもって入札した他の者がいないときは、再度の入札を行うものとし、この場合において、同ただし書の規定により落札者とされなかった者は、再度の入札に参加させないものとする。

17 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において無効入札を行った者は参加させないものとする。

18 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。

19 入札回数は次のとおりとする。

(1) 予定価格を事前に公表した入札にあつては 1 回とする。

(2) 予定価格を事前に公表しない入札にあつては 2 回を限度とするが、2 回で落札しない場合は、2 回を限度として見積に移行するものとする。ただし、この場合において第 2 項に規定する内訳書は、初回入札時のみ提出するものとする。

20 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。

21 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

22 入札者は、入札後、規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

23 落札者は、落札決定通知日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると契約担当者が認めたときは、その期間を延長することができる。

24 落札者は、契約締結の申し出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

25 落札者が第 23 項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（第 24 項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。

附 則

この訓令は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第16号）

この訓令は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月20日訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に入札公告等を行う市工事について適用し、同日前に入札公告等を行なった市工事については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は平成28年6月15日から施行する。